

## 2013（平成25）年度京都府手話通訳者養成事業

### 【基本課程】【応用課程】【実践課程】

#### 実施要項

#### 1 目的

聴覚障害者の暮らしや権利、命を守り、「完全参加と平等」の理念の下、業務を遂行し、聴覚障害者と共に歩む手話通訳者を養成することを目的とします。

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務などについて理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話通訳技術、対人援助技術を習得します。

#### 2 主催

京都府、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

#### 3 受講資格（下記の全項目を満たす者）

##### 【基本課程】

- (1) 手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ 2012年度以前に基本課程を受講された方は、再受講できません。

##### 【応用課程】

- (1) 基本課程の到達目標に達した者で、2012年度基本課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2011年度以前に基本課程を修了した者、または基本課程未修了でも基本課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

##### 【実践課程】

- (1) 応用課程の到達目標に達した者で、2012年度応用課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2011年度以前に応用課程を修了した者、または応用課程未修了でも応用課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

#### 4 定員

北部会場、南部会場ともに、各課程30名 ※ 先着順、定員になり次第〆切

#### 5 会場（予定）

##### (1) 北部会場

【基本課程】【応用課程】【実践課程】綾部市保健福祉センター／綾部市青野町東馬場下 15-6

##### (2) 南部会場

【基本課程】【応用課程】【実践課程】京都市聴覚言語障害センター／京都市中京区西ノ京東中合町 2

6 日時・内容 (予定)

5月～10月の土曜日もしくは日曜日の全9回

(詳細は4月1日、京都市聴覚言語障害センターのホームページにて発表)

7 受講料

無料(教材費、学習会・行事・実習参加費等、別途必要な場合あり)

8 教材

「手話通訳者養成講座(基本、応用、実践)」全国手話研修センター発行

9 受講修了に関して

- (1) 各課程全日程の2/3以上の出席日数を必要とします。
- (2) 講座最終日には、各課程において到達評価を行います。

10 申込み方法

別紙1の受講申込書に必要事項を記入し京都市聴覚言語障害センターまでFAXにて申込み下さい。

〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター  
地域福祉部 京都府手話通訳者養成講座事務局 FAX 075-841-8312

11 申込み受付期間

2013(平成25)年 4月15日(月)午前10時～4月25日(木)午後3時迄  
※4月15日(月)午前10時以前にFAXを送って頂いても受付できません。

12 受講の可否について

受講の可否については、FAXでの申込日から1週間以内に連絡します。

13 受講説明会

(1) 北部会場

・4月6日(土)午後16時～17時 綾部市保健福祉センター

(2) 南部会場

・4月7日(日)午前10時～12時 京都市聴覚言語障害センター

※初めて手話通訳者養成講座を受講される方のみ対象

14 問い合わせ先

(1) 北部会場

福知山市聴覚言語障害センター(滝野) TEL0773-24-4439 FAX0773-24-4459

(2) 南部会場

京都市聴覚言語障害センター(北川) TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312